

平成28年(ワ)第289号, 平成28年(ワ)第902号, 平成29年(ワ)
第447号, 平成29年(ワ)第1281号, 平成30年(ワ)第1291号,
令和元年(ワ)第1270号, 令和2年(ワ)第1130号, 令和3年(ワ)
第926号

原 告 [REDACTED] 外

被 告 四国電力株式会社

令和4年3月7日

被告の主張の要約（5）

（避難計画関係）

広島地方裁判所民事第2部 御中

被告訴訟代理人弁護士 田 代

健

明

同弁護士 松 繁

一
代

同弁護士 川 本 賢

奈
代

同弁護士 水 野 絵里

浩
代

同弁護士 福 田

井
男

同弁護士 井 家 武

目 次

第 1 原告らの請求との関係について	1
第 2 本件発電所に係る避難計画等の原子力防災対策について	2
1 避難計画等の原子力防災対策に関する我が国の法規制における位 置付けについて	2
2 放射線防護の考え方と原子力災害対策指針について	2
3 伊方地域の緊急時対応に係る計画について	3
(1) 伊方地域の緊急時対応の概要	3
(2) 緊急事態における対応体制	3
(3) 住民の避難	4
(4) 実効性の確保について	5
第 3 原告らの主張について	6
第 4 まとめ	7

本書面は、御庁からの要請を受け、本件訴訟における避難計画の論点に係る被告の主張を要約するものである。

本書面は、文量の制約を受けていることから、主張内容は簡潔に記載し、適宜、被告の準備書面の該当箇所を引用している。主張の根拠となる書証番号の引用も省略している。また、本書面では、適宜、略語を用いており、準備書面の引用に当たっては、例えば、「被告準備書面（14）」は「JS（14）」と記載している。その他の略語については、従前の答弁書及び準備書面における例によるものとし、注釈は付していない。

本件訴訟の判決に当たっては、本書面が被告の主張を網羅的に示したものではないことをご理解いただき、本書面で引用する答弁書及び準備書面並びにこれらに引用する書証を基に判断されたい。

第1 原告らの請求との関係について

人格権に基づく差止請求が認められるためには、人格権侵害による被害が生じる具体的危険性が切迫していることが必要となり、本件訴訟においては、本件3号機において放射性物質が環境中に大量に放出される具体的危険が存在することが必要となる。被告は、本件3号機について、自然的立地条件に対する安全を確保し、事故防止に係る安全確保対策及び重大事故等対策を講じており、放射性物質が環境中に大量に放出される具体的危険が存在しない。したがって、人格権侵害による被害が生じる具体的危険性が切迫している場合には当たらないから、原告らの避難計画に係る主張の内容の如何にかかわらず、本請求は認められない。（JS（14）第1の1）

また、原告らの不法行為責任に基づく差止請求及び損害賠償請求については、原告らにおいて、その根拠及び各請求の要件事実を具体的に明らかにした上で、避難計画に係る原告らの主張が各請求の要件事実とどのような関係

にあるか主張立証すべきである。もっとも、原告らは、損害賠償請求の終期を過酷事故に至る危険性の減少に求めていること（原告ら準備書面1（2頁））などからすれば、原告らの両請求は、過酷事故に至る危険性、すなわち、本件発電所から放射性物質が環境中に大量に放出する事故が発生する具体的危険性の存在が請求の前提である。したがって、本件発電所から放射性物質が環境中に大量に放出する事故が発生する具体的危険が存在しなければ、各請求の要件事実を検討するまでもなく請求の前提を欠くのであるから、原告らの避難計画に係る主張の内容の如何にかかわらず、両請求は認められない。（J S（14）第1の2）

第2 本件発電所に係る避難計画等の原子力防災対策について

1 避難計画等の原子力防災対策に関する我が国の法規制における位置付けについて

避難計画等の原子力防災対策に係る事項については、災害対策基本法及び原子力災害対策特別措置法によって措置されており、国は防災基本計画及び原子力災害対策指針を定める責務を有し、地方公共団体は同基本計画及び同指針に基づく各地域の地域防災計画を作成する責務を有し、原子力事業者は原子力事業者防災業務計画を作成する責務を有する。（J S（14）第2の1）

2 放射線防護の考え方と原子力災害対策指針について

原子力規制委員会が定める原子力災害対策指針は、国際放射線防護委員会（I C R P）及び国際原子力機関（I A E A）等の緊急時における放射線防護の考え方を参考し、福島第一原子力発電所事故の経験も踏まえて、原子力施設の状況に応じ防護措置の実施を判断する基準（緊急時活動レベル、E A L），放射線モニタリングなどで計測された値に応じ防護措置の実施

を判断する基準（運用上の介入レベル、OIL）及び講じる対策に応じた地域区分（原子力災害対策重点区域、PAZ及びUPZ）を定め、この地域区分に基づく防護措置によって合理的に確定的影響の回避と確率的影響の低減を図るものとなっている。（JS（14）第2の2）

3 伊方地域の緊急時対応に係る計画について

(1) 伊方地域の緊急時対応の概要

「伊方地域の緊急時対応」は、地方公共団体が定める地域防災計画（原子力災害対策編）に加え、愛媛県、伊方町及び本件発電所から30km圏内の市町の避難計画を取りまとめて、ベースモデルとなる避難先、避難ルート及び避難手段をあらかじめ明示するものとして策定され、状況に応じた最適な防護措置を追求するものとなっている。そして、第1回伊方地域原子力防災協議会において、その内容の具体性及び合理性が確認され、第5回原子力防災会議で了承され、その合理性が認められており、訓練を通じて計画の検証、改善が重ねられ、実効性の向上が図られている。

伊方地域においては、PAZ（原子力施設から5km）は伊方町1町であり、UPZ（同30km）は5市3町（伊方町、八幡浜市、大洲市、西予市、宇和島市、伊予市、内子町、上関町（山口県））にまたがっている。また、PAZ圏以西の佐田岬半島地域の住民については、陸路で避難する場合には本件発電所の近傍を通過しなければ避難できないことから、特に「予防避難エリア」と位置付け、PAZに準じた避難等の防護措置を講じる。

（以上、JS（14）第2の3(1)）

(2) 緊急事態における対応体制

原子力施設周辺に放射性物質若しくは放射線の異常な放出又はそのおそれがある場合には、まず、被告が、施設の状況等に基づき該当する緊急

事態区分を判断し、国、地方公共団体等に対して緊急事態の通報を行う。

愛媛県及び愛媛県内の全ての関係市町等は、緊急事態の段階に応じて、災害警戒本部、災害対策本部等を設置するとともに、避難の準備に当たる。

国においても、緊急事態の段階に応じて、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同警戒本部、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部、原子力災害対策本部及び原子力災害現地対策本部等を設置し、情報収集活動、現地への要員搬送や緊急時モニタリング等を行う。

愛媛県オフサイトセンター（西予市）が原子力災害対応の拠点として配置され、これが機能不全に陥った場合をも想定して、代替オフサイトセンター（愛媛県庁又は砥部町文化会館（砥部町））が用意されている。

関係市町は、防災行政無線等を活用し、住民、社会福祉施設等へ情報を伝達する。また、消防団や自主防災組織は、住民に情報伝達を行うため、地域コミュニティを活用した情報共有を実施する。さらに、愛媛県において、ホームページ、アプリ等を活用した情報伝達が行われる。

（以上、J S (1 4) 第2の3(2)）

(3) 住民の避難

住民避難に係る基本的な流れは、①警戒事態が発生した場合には、P A Z内の避難行動要支援者の避難準備を開始し、②施設敷地緊急事態になった場合には、P A Z内の避難行動要支援者に避難を指示し、P A Z内の一般住民の避難準備を開始し、③全面緊急事態に至った場合には、P A Z内の一般住民に避難を指示し、プラントの状況に応じてU P Z内の住民に屋内退避を指示し、④放射性物質が放出された場合には、U P Z内外の住民等に対し、緊急時モニタリングの結果等を踏まえて、O I

Lに基づき、一時移転等の防護措置の実施を指示する、というものである。また、予防避難エリアにおける避難は、地理的条件等を考慮し、多様な対応を準備している。

(以上、JS(14)第2の3(3))

(4) 実効性の確保について

伊方地域の緊急時対応では、他の関係地方公共団体、関係機関等からも必要な支援が受けられる体制が確立されている。愛媛県は、他の都道府県と応援協定を締結し、人員の派遣、資機材の提供等の応援を受け、また、輸送能力を確保するため、民間事業者の協力を得る。また、被告は、原子力事業者間で協力協定を締結し、人的・物的な支援を相互に行う体制を整備している。さらに、不測の事態の場合は、愛媛県等からの要請により、必要に応じて、全国の実動組織（警察、消防、海上保安庁、自衛隊）による各種支援が実施される。

国は、原子力災害対策特別措置法13条に基づき、原子力災害の対応体制の検証を目的として、地方公共団体、原子力事業者と合同で、対象地域、発電所を巡回しながら、毎年、原子力総合防災訓練を実施している。

また、愛媛県は、愛媛県地域防災計画（原子力災害対策編）に基づき、平成28年度以降、毎年、警戒事態から全面緊急事態に陥り、放射性物質放出に至るまでの一連の流れについての訓練を行っている。さらに、愛媛県では、避難計画の実効性を高めるために、一斉避難等の事象について避難シミュレーションなどを実施し、その結果を基により効率的な住民避難対策の検討を進め、避難計画に反映している。

伊方地域の緊急時対応は、平成27年11月に実施された原子力総合防災訓練、平成28年以降毎年実施されている愛媛県原子力防災訓練を

通じて、計画の検証、改善が重ねられ、実効性の向上が図られている。

(以上、J S (14) 第2の3(4))

第3 原告らの主張について

- 1 原告らは、アメリカにおける例と比較するなどして、原子力発電所に係る避難計画が原子力規制委員会の審査対象でないことが問題であるかのように主張しているが、これは立法政策の違いであり、我が国の法制度上は、地方公共団体が地域防災計画を作成する責務を有し、その実運用としては、内閣府、原子力規制庁といった国の組織は、計画を審査するのではなく、作成の段階からかかわる仕組みとなっている。(J S (14) 第3の2)
- 2 原告らは、原子力規制庁が公表した放射性物質拡散シミュレーション(甲A 10の2)に基づくなどして、広島市において避難計画が策定されていないことが問題であるかのように主張するが、広島市は原子力災害対策指針の原子力災害対策重点区域の範囲の目安から大きく外れている。また、甲A 10の2は、内容的に限界等があるものであり、避難計画の策定に当たって前提とされるものではない。(J S (14) 第3の3)
- 3 原告らは、愛媛県広域避難計画に実効性がないかのように主張するが、そもそも原告らの主張は、基本的に原告らが居住しないPAZ及び予防避難エリアに対する主張に終始しており、本件とは関係がない。また、原告らは、伊方地域の緊急時対応について、極端な状況を含むあらゆる状況、条件別に詳細な避難計画が必要との考え方のもと主張を展開しているように見受けられるが、伊方地域の緊急時対応は、原子力災害対策指針を踏まえつつ、ベースモデルとなる避難先、避難ルート及び避難手段をあらかじめ示した上で、状況に応じて最適な防護措置が選択できるよう、複数の手段を確保、整理するものであり、原告らの主張はこうした考え方を正解しな

いものである。（J S（14）第3の4）

第4　まとめ

以上のとおり、被告は、本件3号機について、自然的立地条件に対する安全を確保し、事故防止に係る安全確保対策及び重大事故等対策を講じており、放射性物質が環境中に大量に放出される具体的危険が存在しないことから、原告らの避難計画に係る主張の内容の如何にかかわらず、原告らの請求は認められない。また、本件発電所に係る原子力防災対策は適切に策定されており、これを不合理とする原告らの主張はいずれも理由がない。

以上